

再評価対象事業に対する意見書

1. はじめに

本委員会は、平成20年5月26日付けで大東市長より、大東市流域関連公共下水道事業における、再評価および対応方針について意見書の提出を求められた。2回にわたる審議を行った結果を次のとおり報告する。

2. 審議経過

- (1) 委員会は、まず関係部局の街づくり部より、対象である流域関連公共下水道の鴻池処理区および川俣処理区の再評価に関わる説明を受けた。
- (2) 委員会は、次に街づくり部より対象事業の事業内容並びに対応方針についての説明を受けた。
- (3) 委員会は、その後、事業内容や再評価の考え方、対応方針について、疑問や不明な点の質問を行うなどして慎重に検討を行った。

3. 審議の対象とする再評価の基準

- ・事業の進捗および今後の見込み
- ・事業の必要性に係る社会情勢の変化
- ・事業の投資効果

以上の観点から点検を行い、事業の必要性等を精査した。

4. 審議の結果

委員会は、今回再評価の対象となった流域関連公共下水道事業の鴻池処理区および川俣処理区について、「事業継続」とする大東市の対応方針は妥当であると判断した。

妥当であるとの判断を行った理由は、次のとおりである。

(1) 下水道整備は、市の上位計画である総合計画の重点施策「成熟する都市にふさわしい生活基盤の整備」に掲げられている事業である。

(2) 下水道整備の進捗は、鴻池処理区については、昭和45年に事業を開始してから38年間の長期にわたり下水道整備を行い、平成19年度末の普及率は95.7%、その内の水洗化率は94.0%に達している。

また川俣処理区については、昭和49年に事業を開始して、平成19年度末の普及率が85.6%に達しており、その内の水洗化率も96.0%に至っている。

しかしながら平成22年度末の普及率100%を目指す以上、水洗化率の向上促進に、積極的に取り組む必要があると思われる。

(3) 大東市は低地盤に位置するため、昭和47年の2度にわたる大水害をはじめ、度々浸水被害が発生した歴史があり、その解消に下水道整備が重要な役割を担っている。下水道の主たる目的である市民生活における環境改善と併せて、浸水防除も安心・安全な街づくりに必要不可欠な要素である。

(4) 下水道整備の進捗により、処理水の放流先である一級河川寝屋川の水質が良くなり、一時、「汚れた川、ワーストワン」とまで言われた寝屋川にも、時おり魚の姿も見られ、環境改善の効果が確実に現れている。また、大東

市では、雨水や下水処理水を有効利用し、市内水路のせせらぎ水源として利用するせせらぎ水路整備事業にも取り組んでおり、今後もその成果が期待される場所である。

- (5) 下水道事業は多大な費用を要するが、国庫補助金を利用するなど財源の確保に努めており、またコスト縮減に取り組むなど歳出抑制の努力も認められる。事業の投資効果については、費用便益比（B/C）を算出しており、その結果からも効率的な事業執行ができていると言える。

5. 意見

下水道事業を継続するにあたり、普及率において概ね100%に近づいており、また、近年の大雨による浸水防除にも、少なからず寄与している。費用対効果およびコスト縮減成果も含めて、効率的に事業が進行しており、市民の信頼度は高いと思われるが、今後とも事業のコスト縮減を計るとともに、実施過程の透明性の確保、効率性の向上をより一層求めるものである。

今回の審議で議論された内容は本事業のみならず、他の公共事業の展開についても参考として反映して頂きたい。